

令和7年10月27日

馬淵建設株式会社

代表取締役社長 馬淵 圭雄 殿

**(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に関する
要請及び確認事項等に対する再回答について**

(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民

[Redacted signature block for neighbors]

周辺住民 (28家族 氏名省略)

洋光台三丁目町内会長

[Redacted signature block for neighborhood association]

(今回は印鑑省略)

前略 貴社、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴殿・馬淵社長(以下「馬淵社長」とします)宛てに、令和7年10月19日付け「(仮称) ガーラ・レジデンス洋光台新築工事に関する各種説明会の開催及び確認事項等について」との書簡を、レターパックにて送付しました(10/19付けに送付した書簡は再度、本書簡に添付しましたので、馬淵社長自ら目通し、ご確認ください。)

近隣住民と町内会長の11名が記名押印した書簡を、貴社の最高責任者である馬淵社長宛て送付したにもかかわらず、近隣住民代表のみに対して、令和7年10月26日に、営業部の一社員から、しかも、的外れの回答書を頂戴しました。「青空を渡さない会」のホームページに掲載済みですので、ご確認ください。)

本件工事の開発行為許可申請の施工者として、貴社が急遽、FJ ネクストの関連企業のレジテックコーポレーションと差し替えになり、近日中に横浜市宅地審査課から許可が下り、開発行為に伴う一連の工事(基礎解体及び除染工事)が年内に開始されるとの通知を、近隣住民は建築主 FJ ネクストから送付されています。

そこで、開発行為許可に伴う土木工事を施工する馬淵社長宛てに、開発行為に係る工事説明会の開催及び家屋調査等の要請等を行ったところ、建築担当の一社員から「建築確認申請が未だなされていないから、説明会の日程調整は付かない」との、辻棲の合わぬ回答書が、近隣住民代表宛て届きました。

土木工事の元請けである貴社の社内において、土木工事を行う担当部署が連携を持って協議し、説明会の開催等に関し再度回答をすることを、ここに要請します。なお、解体工事前の家屋調査を行うことが必須事項であり(建築主 FJ ネクストと約束済み)、工事を行う元請け自ら、この点に関しても、至急の対応が重要な案件となります。

また、本件に関しては、令和7年9月16日の横浜市会の建築・都市整備・道路委員会における請願書審査の際に、横浜市建築局・榊原宅地審査部長から、「工事を行うゼネコンが決まったら、当初(令和5年)の工事計画説明会の際に、住民から質問があり、ゼネコンが決まったら回答するとしていた数多くの質問事項等に関しては、ゼネコンに説明会を開催し回答するように、建築主 FJ ネクストに伝えています。」との答弁があったものであり、貴社が、ゼネコンに決まった限りは、その説明を、これ以上先延ばしにすることは許されないことを、建築主FJネクストから確認され、至急対応して下さい。

即ち、横浜市建築局の幹部職員が横浜市会の席で、傍聴していた近隣住民の前で、間接的に約束したことであることを、肝に銘じ対応することが肝要な事案です。

回答にあつては、近隣住民の所帯主等が記名押印して書簡を送付したのであるから、ビジネスマナーとして、馬淵社長名(社判若しくは社長印を押印したもの)にて、各近隣住民宛てに回答書を送付ください。回答期限は、11月5日とします。

各近隣住民の住所の個人情報、別紙にて提供しますので、ご確認ください。

注1)本書簡は、貴社の一担当者からの意味不明な回答では、社内において情報が共有されていないと危惧したことから、コーポレートガバナンス及びリスクマネジメントの観点から、馬淵社長直々に送付するものです。

注2)近隣住民代表 XXXXXXXXXX は、本件建築計画に対する建築主 FJ ネクストとの交渉窓口を行っていたが、今後のゼネコンとの交渉に当たっては、近隣住民9家族と周辺住民28家族全員で対応することを、10月11日の住民集会で決定しているので、今後は、貴社が近隣住民及び周辺住民全家庭と、個別に連絡調整願います。

先ずは、横浜市在住の工事業者であるのなら、横浜市民(住民)に工事を行うゼネコンになった挨拶を至急行うことを要請します。

注3)本書簡は、個人情報を保護したうえで、「青空を渡さない会」のホームページに掲載します。なお、貴社からの回答書は、同様に個人情報を保護したうえで、ホームページに掲載することを申し添えます。